



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第464号 令和4年6月7日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
376	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
377	職業訓練指導員試験を実施する件	産業人材育成センター
378	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
379	基本測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
380	公共測量を中止した旨の通知があった件	同
381	道路の供用を開始する件	道路整備課

【教育委員会告示】

番号	表題	担当課名
2	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する件の一部を改正する件	

徳島県告示第三百七十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量
ディスプレイ 二千七百三十五台
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 納入期限
令和四年十一月三十日
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（三において「入札参加資格」という。）は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

- （一） 受領期限
令和四年七月十九日（火曜日）午前十一時
- （二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一六七）

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 八八 六二一 二一六三

ファクシミリ〇八八 六二一 二八二八

電子メール kanzai_ka_eshi_nsei@ai1.pref.tokushi.na.jp

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課システム・業務改革担当

電話 八八 六二一 二一四〇

ファクシミリ〇八八 六二一 二八三六

電子メール smartkenchousui.shi_nka@pref.tokushi.na.jp

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

- （一） 受領期限

令和四年七月十九日（火曜日）午前十一時

- （二） 提出場所

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

- （三） 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- （一） 日時

令和四年七月二十八日（木曜日）午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和四年七月二十七日（水曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「ディスプレイ二千七百三十五台入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に係る職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- 7 契約書の作成の要否
- 8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 9 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 その他

詳細は、入札説明書に示す。

7 Summary

- 1 Nature and Quantity
2735 units of pc display monitors
- 2 Time Limit of Tender
11:00 a.m. on July 28, 2022
- 3 Section in charge of contract
Property Management Division, Management Strategies Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2063
- 4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
Property Management Division, Management Strategies Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2063

徳島県告示第三百七十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和四年六月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 対象職種

1 学科試験（関連学科）を実施する職種
配管科

2 学科試験（指導方法）を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる全職種

二 試験科目

配管科	省令別表第十一の配管科の項学科試験の科目の欄に掲げる科目
配管科以外の職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。）

三 試験の免除

省令第四十六条の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者で法第二十八条第五項第二号又は第三号のいずれにも該当しないものとする。

五 試験期日

令和四年八月七日（日曜日）午前九時二十分から

六 試験場所

徳島市南末広町二三 六四

徳島県立中央テクノスクール

七 受験手続

1 受験申請書及び添付書類（以下「受験申請書等」という。）

受験申請書（省令様式第十一号）、履歴書、写真（申請前六箇月以内に撮影した上半身、正面脱帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び長形三号の返信用封筒（表面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、八十四円に相当する額の切手を貼ったもの）並びに試験の免除を受けようとする者はそれを証する書面

2 受験申請書等の提出先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県産業人材育成センター

3 受験申請書等の提出期間

令和四年七月一日（金曜日）から同月十五日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月十五日までの消印

があれば受け付ける。

4 受験手数料

学科試験	三千百円
------	------

注

- (一) 受験手数料は、徳島県収入証紙を受験申請書に貼って納付すること（消印しないこと）。
 - (二) 受験手数料は、申請を取り下げ、又は受験しなかった場合でも返還しない。
- 5 受験票
受験申請書等を受理後、本人に送付する。

八 合否判定の基準

- 1 学科試験の指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち関連学科の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。
- 3 学科試験のうち関連学科の系基礎学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該系基礎学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該系基礎学科に限り合格とする。
- 4 学科試験のうち関連学科の専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該専攻学科に限り合格とする。

九 合格発表

令和四年八月十九日（金曜日）に合格者の受験番号を県庁掲示場に掲示するとともに、合格者には文書で通知する。なお、合格発表の日の午後一時から徳島県ホームページにおいて合格者の受験番号を公表する。

十 その他

- 1 受験手続等の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、徳島県産業人材育成センターにおいて交付する。なお、受験案内及び受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記し、百二十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒を同封の上、徳島県産業人材育成センターへ申し込むこと。
- 2 この試験についての問合せは、徳島県産業人材育成センター（電話〇八八 六二二 二三三三）にすること。

徳島県告示第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
美馬郡つるぎ町 美馬南岸土地改良区	令和四年四月二十二日
美馬郡つるぎ町 半田土地改良区	同
美馬市脇町 脇町土地改良区	同

徳島県告示第三百七十九号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 勝浦郡勝浦町 勝浦郡上勝町 名東郡佐那河内村 名西郡石井町 名西郡神山町 那賀郡那賀町 板野郡板野町 板野郡上板町 美馬郡つるぎ町	令和四年六月二十四日から 令和五年三月三十一日まで

徳島県告示第三百八十号

国土地理院長から、令和三年徳島県告示第二百二十三号（公共測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を中止した旨の通知があつたので、公示する。

令和四年六月七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和四年六月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年六月七日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 8	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		阿南小松島	阿南市加茂町東だいが九六番 一地从から 同 地先まで 九四番	七五・〇	令和四年六月七日

徳島県教育委員会告示第二号

平成十七年徳島県教育委員会告示第十五号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報をも定める件）の一部を次のように改正し、令和四年六月七日から施行し、同日以後に実施する試験等に係る保有個人情報について適用する。

令和四年六月七日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

表徳島県公立高等学校入学者選抜（特色選抜）の項の項名を「徳島県公立高等学校入学者選抜（育成型選抜）」に改め、同項中「作文の得点、面接の得点及び実技等の得点並びに活動記録」を「活動記録の得点、実技等の得点及び面接」に改め、同表徳島県公立高等学校入学者選抜（一般選抜及び特色選抜）の項の項名を「徳島県公立高等学校入学者選抜（一般選抜及び育成型選抜）」に改める。